

8 消安第 1298 号
令和 8 年 7 月 1 日

財務省関税局監視課長 殿
財務省関税局業務課長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

第 20 回アジア競技大会のために来日する馬術競技団体のために我が
国に持ち込まれる動物用医薬品等の輸入監視について（依頼）

平素より動物薬事行政に御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

専ら動物に使用することを目的とした医薬品、医薬部外品及び医療機器（以下「動物用医薬品等」という。）の輸入監視については、「動物用医薬品等の輸入監視について」（平成 26 年 11 月 17 日付け 26 消安第 4019 号農林水産省消費・安全局長通知）により、貴職の協力を得て実施しているところです。

今般、愛知県で開催される第 20 回アジア競技大会の馬術競技に際し、各国又は地域の馬術競技団体の来日が予定されています。

これを踏まえ、別添の「国際スポーツイベントのために来日する馬術競技団体のために我が国に持ち込まれる動物用医薬品等の輸入監視について（依頼）」（令和 3 年 4 月 30 日付け 3 消安第 834 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課通知）について、今般のアジア競技大会を適用対象とすることとしますので、御理解の上、特段の御配慮をお願いいたします。